

20全農林要求第4号

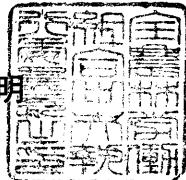
2021年3月4日

農林水産大臣

野上 浩太郎 殿

全農林労働組合

中央執行委員長 武藤 公明



要　求　書

新型コロナウイルス感染症は、全世界で猛威を振るい、国内において感染者が40万人を超える、感染拡大に歯止めが掛からない状況の中、国民生活の基盤を担う公務・公共サービスや農林水産行政を推進する現場では、国民の信頼と期待に応えるべく、高い使命感と責任を持ち、懸命に奮闘しており、組合員・職員が安心・安全に働くことのできる勤務環境の整備や必要な要員と適正な賃金・労働条件の確保等が喫緊の課題です。

私たちは、このような認識に基づき、「感染症対策と経済の自律的成長」の両立と「社会の持続性」を目指し、「底上げ」「底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現に向けて、連合2021春季生活闘争に結集し取組を進めています。

一方、農林水産省においては、「新たな食料・農業・農村基本計画」等に基づく具体的な政策展開や農林水産業の成長産業化と美しく活力ある農山漁村の実現に向けた各種施策が推し進められていますが、職場は連年に亘る定員削減による要員不足と超過勤務の慢性化など、極めて厳しい労働環境にあります。

また、独立行政法人においては、4月から第5期中長期計画等がスタートすることから、組合員の雇用と労働条件の確保に向け、主務省及び法人当局における的確な対応が重要となっています。さらに、運営費交付金の効率化係数や施設整備費補助金の大幅削減の継続など厳しい予算状況を踏まえ、各法人では組織や研究体制、業務等の見直しが検討されていることから、各法人の円滑な組織・業務運営など労働条件改善に向けた対応が喫緊の課題となっています。

このような中、私たちは、2月5日に全国分会代表者会議を開催し、組合員の賃金・労働条件の維持・改善をはじめとする2021年春闘の具体的取組を確認しました。

下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれでは、その実現に向け最善を尽くされるよう強く要求します。

記

I 2021年度賃金について

1. 2021年度の賃金改定にあたっては、民間賃金実態を精確に把握し、公務・公共部門

労働者の賃金を維持・改善すること。なお、水準・配分・体系等について労働組合と十分に交渉・協議し、合意するよう人事院に要請すること。

2. 官民給与比較方法については、当面、現行の比較企業規模を堅持するとともに、社会的に公正な仕組みに改善するよう人事院に要請すること。また、一時金についても、月例給と同様に、同種・同等比較を原則とするラスパイレス比較を行うよう人事院に要請すること。
3. 諸手当については、社会経済情勢の変化、職員の職務や生活実態を踏まえて改善することとし、労働組合と十分交渉・協議し、合意に基づいて進めるよう人事院に要請すること。
4. 再任用職員の給与制度については、その経済的負担、定年前職員との均衡を考慮して改善することとし、労働組合との十分な交渉・協議、合意に基づいて進めるよう人事院に要請すること。

II 農林水産政策の着実・継続的な推進について

1. 農林水産政策を着実に推進するため、農林水産省設置法改正における衆参農林水産委員会の附帯決議を踏まえ、本省・地方の組織体制を確立すること。特に、地方組織の維持・活性化を図るため、全ての県域・地域拠点に新規採用者を含む若手職員を早急かつ確実に配置すること。
2. 組合員の労働条件を確保するため、新年度の業務計画等の作成にあたっては、職員の意見を反映させるとともに当局責任において業務運営に万全を期すこと。特に、次の事項について当局が責任を持って実現すること。
 - (1) 地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点においては、大幅な定員削減が実施される中で、コロナ禍における各種経営継続支援策など、現場と農政を結ぶ機能を強化するとともに、輸出関連業務や食品表示監視、統計業務、頻発化する高病原性鳥インフルエンザ等の防疫支援作業などに的確に対応するため、業務の実効ある効率化や抜本的見直しを図るとともに、業務実施体制を確立すること。
 - (2) 国営土地改良事業所等においては、予算拡充に伴う業務量の増大に対し、適正な人員配置を行い業務体制を確立すること。
また、閉鎖が予定されている事業所については、事業完了に向けた業務運営に支障が生じないよう万全を期すこと。
 - (3) 植物防疫所においては、新型コロナウイルス感染症収束後の国際便・LCC便の

就航・増便、外国クルーズ船の入港増加、東京オリンピック・パラリンピックに伴う訪日外国人旅行者の回復や輸出促進に伴う集荷地検査や栽培地検査など、増加する輸出入検疫業務に対応するため、適正な人員配置を行い業務体制を確立すること。

- (4) 動物検疫所においては、新型コロナウイルス感染症収束後の国際便・LCC便の就航・増便、外国クルーズ船の入港増加、東京オリンピック・パラリンピックに向け、訪日外国人旅行者の回復など、増加する輸出入検疫業務に対応するため、適正な人員配置を行い業務体制を確立すること。

特に、国内における豚熱や高病原性鳥インフルエンザの多発による防疫対応や海外からのアフリカ豚熱侵入防止に向けた水際対策強化など、業務が大幅に増加していることから、特定の者に業務加重とならないよう適切な業務運営体制をとること。

- (5) 漁業調整事務所においては、悪質化・巧妙化する外国漁船及び日本漁船の取締強化に対応するため、適正な人員配置を行い業務体制を確立すること。

また、武器による危険行為が多発している状況を踏まえ、犯則取締等手当の単価を引き上げるとともに、1日の対象となる業務の回数毎に支給するなど、実態に見合った支給要件に緩和すること。さらに、航空手当については、航空取締業務に従事した全ての職員に支給すること。

III 農林水産業政策の充実・強化について

- 「新たな食料・農業・農村基本計画」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく新たな農林水産業政策の展開にあたっては、食料自給率の向上、食の安全確保、森林・水産資源の適切な管理、幅広い担い手の育成や経営体に対する安定対策の充実・強化など、持続可能な農林水産業と農山漁村の確立に向け、生産現場の声を踏まえて対応すること。
- 経済連携協定や自由貿易協定の締結に対しては、世界各国が共生・共存できる「新たな農産物貿易ルール」を確立し、国内農林水産業や地域社会、さらには国民生活に影響を及ぼさないことを基本に対応すること。
- 2022年度予算概算、組織・定員要求にあたっては、各種施策が着実に実施できるよう必要な予算、定員を確保すること。特に、退職者に見合った新規採用や中途採用、及びフルタイム再任用を配置するとともに、それを実現できる定員を確保すること。

IV 独立行政法人関係について

1. 独立行政法人に係る2022年度予算要求にあたっては、次の事項の実現に努めること。

(1) この間の衆参両農水委員会の附帯決議を踏まえ、各法人の事務・事業の確実な推進と使命達成、組合員の賃金改定及び待遇・労働条件の改善に必要な運営費交付金及び施設整備費補助金など、各法人からの予算要求を満額確保すること。

(2) 政府における「Society5.0（超スマート社会）」の実現や農林水産業改革が進められる中で、政策遂行に必要な各法人の予算については、引き続き、主務省が責任をもって確保すること。

(3) 各法人における老朽化施設の建替えや修繕等が早急に行われるよう、必要な施設整備費補助金等を確保すること。

(4) 「同一労働同一賃金」に係る法規定の施行を踏まえ、非常勤職員等の均等均衡待遇の実現に向け、賃金水準の引上げと一時金及び諸手当の支給をはじめ、待遇改善に必要な雇用経費を満額確保すること。

2. 各法人の第5期中長期計画等の策定にあたっては、各法人の使命と役割が發揮される体制を継続・確保した計画となるよう、必要な予算の確保を含め、主務省として各法人と連携して対応すること。

3. 札幌市の冬季オリンピック招致問題への対応にあたっては、農研機構と連携して迅速な情報収集を行い、適宜対応状況について組合に説明するとともに、該当研究拠点の業務運営と組合員の労働条件に大きな影響を及ぼさないよう対応すること。

V 非常勤職員の雇用、労働条件の改善について

1. 非常勤職員制度について、法律上明確に位置付け、勤務条件等について、「同一労働同一賃金」及び常勤職員との均等待遇の原則に基づき、関係法令、規則を適用すること。

2. 非常勤職員の賃金水準については、改正後の「非常勤職員給与決定指針」等に基づき、非常勤職員の着実な待遇改善について一層努力すること。2021年度については非常勤職員の給与を1時間当たり「1,100円」以上とすること。

また、国に雇用される労働者の最低賃金（高卒初任給相当）を定める人事院規則を制定するよう、人事院に要請すること。

3. 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と待遇の改善となるよう、適切

な運用に努め、必要な改善措置を講じること。あわせて、常勤職員と同等の勤務を行っている期間業務職員の給与を「均等待遇の原則」に基づき俸給表に位置付けること。

4. 非常勤職員の休暇制度等について、常勤職員との均等待遇を図るとともに、無給休暇を有給化すること。
5. 非常勤職員の健康診断を充実させること。

VI 高齢者雇用施策について

1. 定年の引上げに関する国家公務員法改正法案を速やかに再提出するよう政府の一員として要請し、定年引上げを早期に着実かつ確実に実施すること。
2. 事務・事業の円滑な遂行とディーセント・ワークを保障するとともに、定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定に基づき、フルタイムを中心とする組合員の希望どおりの再任用を実現すること。
3. 組合員の希望どおりの再任用を保障するため、必要な定員を確保するとともに、定員の弾力的な取扱いなどについて労働組合と協議すること。

VII 障害者雇用について

障害者雇用については、2021年3月1日からの法定雇用率の引き上げを踏まえ、引き続き、法定雇用率の達成を遵守するとともに、雇用される障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができるようすること。

VIII 新型コロナウイルス感染症対策について

今後の感染状況等の推移を注視し、職員の感染防止、健康保持のため、労働組合との交渉・協議を踏まえて、適宜、必要な措置を講じること。

IX 労働時間の短縮及び本格的な短時間勤務制度等について

1. ワーク・ライフ・バランスを確保するため、公務における年間総労働時間1,800時間体制を確立することとし、本年については、次の事項を実現すること。

(1) 使用者の責務としてICT等を活用した客観的で厳格な勤務時間管理を直ちに行うよう措置すること。また、本省における在庁時間削減の取組についても、積極的に取り組むこと。

(2) 超過勤務命令の上限を超えた場合における要因の整理・分析・検証結果を踏まえ、各部局等を適時適切に指導すること。また、各部局等における「他律的業務の比重の高い部署の指定」の統一性の確保や上限規制の特例業務の厳格化を含め、超過勤務の状況の総点検を行い、必要な対応策を講じること。

さらに、超過勤務を縮減するため、事前の超過勤務命令を徹底するとともに、以下の具体策を実現すること。

- ① 勤務時間外のメール・電話による作業指示や短時間での報告徴収、会議資料や報告書の作成指示にあたっては、その必要性を十分に精査し、必要最小限とすること。
- ② 課・室・チーム内における業務の平準化を図り、特定の者に業務を集中させないこと。
- ③ テレワーク・在宅勤務時における超過勤務の実態を精確に把握するよう必要な措置を講ずること。

(3) 1か月当たり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する割増率については、民間企業の実態を踏まえた引上げを行うよう人事院に要請すること。なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、超過勤務が増加している実態を踏まえ、超過勤務手当については全額支給すること。

(4) 定員削減により人員が減少する中で、農林水産行政への的確に対応するため、実効ある業務の効率化、業務の抜本的見直しを図るなど、超過勤務の縮減を図ること。

2. ライフステージに応じ、社会的要請に応える休暇・休業制度を改善・拡充することとし、休暇・休業制度の利用実態を検証し、制度の改善や環境整備に努めること。特に、家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備するよう人事院に要請すること。

3. 両立支援制度が円滑に活用できるよう、その周知を図るとともに、育児短時間勤務、育児時間等について、子の年齢要件等取得要件を緩和し、その在り方を改善すること。また、子の看護休暇を10日に拡大するよう人事院に対して要請するとともに単身赴任や長距離通勤等が解消できるよう配慮すること。

4. 本格的な短時間勤務制度の具体的な検討に着手するよう人事院に要請すること。

5. 人事異動にあたっては、次の事項の実現を図ること。

- (1) 組合員の希望を尊重するとともに、理解と納得の上で行うこと。
- (2) 転居を伴う異動について、3月末～4月に集中する引越し業者の確保への懸念や保育園不足等の子に係る諸手続きに支障を生じさせないよう、内示等の早期化や人事異動、引越しの分散化を図ること。
- (3) 移転料の実費支給にあたっては、実態に見合った支給要件とすること。
- (4) 人事異動によって転居が必要となる組合員に対し、異動先の宿舎を確保するとともに入居手続きを早期に行うこと。
- (5) 人事異動が広域化していることを踏まえ、通勤手当にかかる新幹線料金等を全額支給するよう、制度改正に向け人事院に要請すること。また、交通用具使用者の通勤手当について、消費増税分を考慮し増額すること。

6. 官用車出張に関して、次の事項の実現を図ること。

- (1) 複数での出張命令を踏まえ、移動時間が勤務時間外に及ぶ場合、同乗者についても超過勤務の対象として取り扱うこと。
- (2) 土日勤務時の官用車出張における同乗者の移動時間について、運転手同様、勤務時間とみなすこと。
- (3) 官用車の長距離運転が常態化している現場実態を踏まえ、官用車の機能向上などの安全対策を強化するとともに、自主運転手当を制度化するよう関係機関に要請すること。また、運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、単独の長距離・長時間運転の解消など、必要な措置を講ずること。

7. 年次休暇や夏季休暇の取得状況を検証し、計画的に取得できる職場環境をつくること。なお、夏季休暇については、夏期の業務繁忙により連続取得の困難性が高まっていることから、弾力的な取得が可能となるよう人事院に要請すること。

X 女性公務員の労働権確立について

1. 公務における女性の労働権確立を人事行政の重要課題と位置付け、積極的に取り組むこと。

2. 「農林水産省女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」における目標達成に向け、使用者として必要な取組みを着実に実施すること。
3. 女性国家公務員の採用・登用・職域拡大の着実な推進を図るとともに、メンター制度の実効性を確保するなど積極的に取り組むこと。

XI 福利厚生の充実について

1. 公務員の福利厚生を勤務条件の重要事項と位置付け、職員のニーズ及び民間の福利厚生の正確な実態把握に基づき、その抜本的な改善・充実を図ること。
2. 福利厚生の重要施策であるレクリエーションについて、予算及び事業が休止されている実態を重く受け止め、その理念の再構築と予算確保や事業の復活に努めること。
3. 心の健康づくりについては、管理職員の意識改革はもとより勤務条件や職場環境の改善など総合的に取り組むこととし、「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針について」に基づいたカウンセリングや「試し出勤」など復職支援施策を着実に実施すること。
4. ハラスメントの防止について、一層有効な対策を着実に実施すること。特に、パワー・ハラスメントの防止対策については、人事院規則10-16等に基づき適切に対応し職場からパワー・ハラスメントを根絶すること。

XII 公務員制度改革について

IL O勧告に則り、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度を確立するため、国家公務員制度改革関連四法案（2011年6月3日国会提出）における措置について、国家公務員法等改正法案の附帯決議（2014年3月12日衆議院内閣委員会及び同年4月10日参議院内閣委員会）に基づき、労働組合との合意により実現すること。

以上